



京都酵母に係る商標（ロゴマークなど） 使用までの手続き

京都酵母
KYOTO YEAST

事業者及び商標の用途によって、届出等の有無が異なります。
下記及び要綱・マニュアルをご確認いただき、ご不明な点は担当までご連絡ください。

👉 京都酵母の分譲を受けている事業者

① 商品に「京都酵母の使用」を明記したい！ロゴを使いたい！

例：商品ラベルに「京の琴使用」や京都酵母ロゴを入れる
商品に京都酵母ロゴのシールを貼付する 等



→ **様式1 「京都酵母に係る商標の使用届」**を提出してください。

② 商品に「京都酵母の名前」を使いたい！

例：商品名が「純米酒 ○○ 京の琴」（○○は銘柄名）



→ **様式2 「京都酵母に係る商標使用許諾申請書」**を提出後、
京都市産技研からの許諾を受けてください。

👉 京都酵母の商品を扱う販売業者、飲食店経営者等

京都酵母の商標が付された商品の宣伝又は販売促進の目的で使用する場合は、届出の必要はありません。

例：京都酵母ロゴを店頭POPや
飲食メニューに使用する 等



まずは担当者にご連絡ください。必要なロゴデータ、その他販促物用データをお渡しします。

🗨️ 京都酵母に係る商標は無料で使用できます。（令和4年12月20日施行、令和10年3月31日まで）

お問い合わせはコチラ…(地独)京都市産業技術研究所（担当：清野・和田）

📞 075-326-6100(代表) e-mail : bio@tc-kyoto.or.jp